

前橋市職員の勤務時間、休暇等に関する条例新旧対照表

改正案	現 行
<p>(休暇の種類)</p> <p>第11条 職員の休暇は、年次有給休暇、病気休暇、特別休暇、介護休暇、<u>介護時間、子育て部分休暇及び組合休暇とする。</u></p> <p>(介護時間)</p> <p>第15条の2 省略</p> <p>(子育て部分休暇)</p> <p>第15条の3 <u>子育て部分休暇は、職員が小学校(義務教育学校の前期課程を含む。)就学の始期から満9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子(当該職員との間において、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)に基づく育児休業等の対象となる子と同様の関係にある子をいう。)を養育するため、1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。</u></p> <p>2 <u>子育て部分休暇の時間は、1日につき2時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。</u></p> <p>3 <u>前条第3項の規定は、子育て部分休暇について準用する。</u></p> <p>(休暇の承認等)</p> <p>第17条 病気休暇、特別休暇(市規則で定めるものを除く。)、<u>介護休暇、介護時間及び子育て部分休暇</u>については、市規則の定めるところにより、任命権者の承認を受けなければならない。</p> <p>2 省略</p>	<p>(休暇の種類)</p> <p>第11条 職員の休暇は、年次有給休暇、病気休暇、特別休暇、介護休暇、<u>介護時間及び組合休暇とする。</u></p> <p>(介護時間)</p> <p>第15条の2 省略</p> <p>(休暇の承認等)</p> <p>第17条 病気休暇、特別休暇(市規則で定めるものを除く。)、<u>介護休暇及び介護時間</u>については、市規則の定めるところにより、任命権者の承認を受けなければならない。</p> <p>2 省略</p>